

日本学術会議大西 隆会長殿

「安全保障と学術に関する検討委員会」杉田敦委員長殿

2017年1月25日

日本科学者会議

事務局長井原聡

「審議経過の中間とりまとめ」（改訂版）に対する申し入れ（意見表明と要請）

はじめに

「中間とりまとめ」の改訂版が出されたので、日本科学者会議全国常任幹事会の「意見表明と要望」とは別に、本会事務局長が改訂版への申し入れ（意見表明と要請）をすることとしたのでご検討を願う。

1月23日に発表された日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会の「審議経過の中間とりまとめ」（改訂版）には「日本学術会議としての声明案を次期総会に向けて委員会として提案すべく審議を進めて行きたい。」とあった。改訂版では「本検討委員会の審議経過の中間とりまとめである。」となっており「声明」や「ガイドライン」、「結論」のようなものを出すのか否か、今後の取り扱いが不透明になった。2月4日開催の学術フォーラムで今後の取り扱いについて明示することを望む。

また「軍事研究」の用語が削除され、この用語使用に反対する意見を考慮して「軍事的安全保障研究」になったと推察するが、これまで検討委員会では絶えず「軍事研究」という用語が使用されてきていること、そもそも1950年、1967年の2回の声明は「軍事研究をしない」声明であり、これから出発した議論であるから、「軍事的安全保障研究」と言い換えることは許されない。

さらに、対象となる名宛人が「防衛省関係者、民間企業研究者」への配慮からか、「大学等の研究者」（以下、大学人等と略す）に限定された。「安全保障技術研究推進制度」が大学人等に向けられたのに対応したものといえるが、国策の遂行を業務とする見方が増えている公的研究機関や企業利益から逃れられない民間研究機関の研究者たちを省みない議論であってはならず、広範な研究者の意見を聴取することが不可欠と考える。

大学人等と限定したにも関わらず、随所に「科学者コミュニティ」「科学者」が混在している。「科学者コミュニティ」、「科学者」の用語を用いる意図とその意味内容は何かを明示すべきである。日本学術会議が『科学者の行動規範』で定義した「科学者」をここではなぜ使用しないのか明らかにすべきである。

1950年、1967年の声明を堅持するという姿勢だけを表明しておけば、「状況が変わった」ので、「科学者」を大学人等と限定し、軍事研究を安全保障技術研究と読みかえればよいとするのだろうか。こうした「現状にあった」対応を行い、安全保障技術研究推進制度に参加

できるようにしよう、というのだろうか。「状況が変わった」ことを歴史的・学術的に検討も加えず暗々裏に認めれば、このような読み替えにつながることを危惧する。「状況の変化」は阿部首相が好んで使っているが、日本学術会議は科学的に「状況の変化」を検討すべきであり、それをせずに、鸚鵡返しのような大西会長の「状況の変化」で議論を済ますことはできない。

以下「まとめ」（改訂版）に即して意見および要請を述べる。番号等は改訂版に付してあるものにしたがった。

1. 科学者コミュニティの独立性

②の「誓った。学術会議の‘存在理由’にかかわる。」が「独立性を確立することを目指した」に変更され、「誓った」が「目指す」に変更された。歴史事実をどう評価するかであるが、1950年の声明は「戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。」と書かれている。当時の状況を読み解けば、「とりきたった態度」には「独立性を確立すること」が含意されているといえるが、「目指した」わけではなく「誓った」のである。かつての声明をなしくずし的に扱ってはならない。

また、「社会への貢献を行うことを目指す」が「社会からの負託に応える」に変更されている。「社会からの負託」は「その時々々の社会の負託」ともなり、独立性を危うくする表現である。したがって、「人類社会への貢献」とすべきである。これは『科学者の行動規範（改訂版）』にもみられる「人類の健康と福祉、社会の安全と安寧」にも通じる表現である。健康と福祉には「人類」がつくが、社会の安全と安寧には「人類」がつけられていず、特定の社会を指すこととなっている。時の政権・社会の負託にこたえる偏狭な科学ではなく、人類の未来のために貢献する科学であることを明示すべきである。

⑥「日本学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事的安全保障研究の拡大・浸透が、学術の健全な発展に及ぼす影響である。」の冒頭の「科学者を代表する」が削除されている。「主として大学等の研究機関における研究のあり方について検討する」として、対象を大学人等に絞る関係上、「科学者を代表する」という文言が外されたのであろうが、これでは、公的研究機関の研究者、民間研究機関の研究者は埒外となってしまふ。国策の業務遂行、社命による業務遂行の掛け声にさらされている公的研究機関、民間研究機関の研究者たちを考慮にいれないとするなら、大学人のひとりよがりとのそしりを免れまい。それに日本学術会議は科学者の定義に対してダブルスタンダードをとることになってしまう。

2. 学問の自由と軍事的安全保障研究

①の項目は改定前には2番目の項目であった。それを1番目にもってきたのは、学問の自由を強調したものとなり、歓迎したい。ただし、「学問の自由とは、真理の探究を主目的とする学術研究の自由であり」と「学問の自由」を限定的に説明しているが、いうまでもなく学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由、大学の自治も含まれる憲法19条、

23条のことを看過してはならず、広範な意味でとらえてはじめて担保されるものである。

②の研究の適切性については、「学問の自由」の趣旨から個々の研究者に全面的にゆだねられるべきとの議論があるが」を削除したことは評価できる。研究の自由を振りかざして軍事研究をする自由は研究者個人の問題だとする議論を退けたものとしておおいに評価したい。

③の「人権・平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして研究の適切性を判断し、自己規律を行うことを通じて、それらの価値の実現を図ることは、科学者コミュニティの責務である。」、人権を挿入し、「自己規律は…学問の自由に反することはない」を削除し「科学者コミュニティの責務」と明言した点はおおいに評価したい。

3. 民生的研究と軍事的安全保障研究

①は「民生的研究と軍事的安全保障研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術につきまとう問題である。」となっているのだが、「科学技術につきまとう問題」と記述すれば済む問題ではない。それではどうすべきなのかであって、例えば、「資金源がどこから来ているのか、何に使われるのかなどで線を引く努力が必要」と整理すべきである。

⑥は「民生的研究から軍事的安全保障研究への転用(スピノオン)が近年期待されるようになっているが、学術研究にとって重要なのは、民生的分野自体における基礎研究の充実である。」としており、民生部門の基礎研究の充実を明言したことは評価したい。

旧⑦「情報技術分野のように、民生と軍事との区分が困難な分野でも、先端的な研究は主として民生分野で行われており、研究資金は産業的に獲得できるので、軍事分野の研究資金の必要性は乏しい。」という項目が削除された。日本の軍事技術能力の向上のベクトルはまさに情報技術分野のサイバー空間、宇宙空間での民間の最先端技術の利活用に向けられている。この分野に防衛省が軍事研究推進のイニシアティブを発揮して参入することが防衛省にとってもっとも効率的なのである。この部分は削除するのではなくて情報技術分野への進入を許さないとすべきである。

⑧「科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の「出口」を管理しきれないからこそ、「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。」 「2の学問の自由と軍事研究」の⑦を移動したもので、研究の入口管理を明言したことは適切といえる。

4. 安全保障と軍事的安全保障研究

①「(こうした事項について日本学術会議として意思決定しなければ、軍事的安全保障研究のあり方について議論できない、との意見もあり)」

憲法学者の圧倒的多数が違憲と断じた解釈改憲、安全保障法は法律学の分野では結論が出ている問題で、政治的事項ではない。両論併記は避けるべきである。

②の「(自衛権を認めるなら大学等における軍事的安全保障研究もいちがいに否定できないのではないか、との意見もあり)」

自衛権を認めることと、軍事研究を認めることとは問題の性格が全く異なっている。「いちがいに」などとあいまいな表現で両者を関係付けようとするレトリックは許されない。

- ④「防衛も攻撃も、武器等の破壊的手段によって行われる点では同じであり、両者の違いは行為の目的の違いによる(防衛用の銃の技術と攻撃用の銃の技術を区別できるわけではない)。技術が利用された段階で目的が確定され、行為の性格が定まる。」

軍事研究か民生用研究かは区別が困難な場合が多い。そのために研究の出口での管理は困難。したがって、入口で目的や行為の性格を見極めることが求められ、入口すなわち、軍事関係からの資金を受け取らないことが必要なのである。この部分は削除せず、掲載すべきである。

- 旧⑤「今問われているのは、従来は軍事研究を抑制してきた大学等の研究機関が、新たに軍事研究に関与すべきかどうかである。そのことの是非は、学術全体に及ぼす影響を総合的に検討した上で判断されるべきである。」

この項目は全面削除となっている。「今問われているのは大学等の研究機関」と限定するのは異論があるが、「学術全体に及ぼす影響を総合的に検討」し、判断されるべきという至極当然の内容なのだがなぜ削除したのかを問いたい。学術全体に及ぼす影響についての検討が尽くされていないのなら、なお、検討を尽くすべきである。

- ⑤の「自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の疑念もある。」としているが、安全保障貿易管理に関わって、すでにリスト規制、キャッチオール規制などで、ホワイト国以外からの留学生や若手研究者にはさまざまな規制がかけられており、その弊害も少なくない。また、産学共同で走っているプログラムでは知財の問題がからみ、自由な討論さえ控えなければならない場面や就職活動とも連動している実態があり、疑念ではなく検討する材料は多く、そのような問題が検討されていないことに問題がある。

5. 研究の公開性

- ①「学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、科学者コミュニティによって共有されることが重要である。」

「必要である」あるから「重要である」に変えた理由はなにかを問いたい。このように気づきにくい細かいところでトーンダウンしている箇所が多いのは問題である。もとに戻すべきである。

- ②「軍事的安全保障研究が企業等を経由した産学共同の形で進めば、研究の透明性が低下する懸念もある。しかし、企業等と連携する産学共同の場合と、公権力を有する政府が直接に関係する軍事的安全保障研究とでは、研究の過程および研究後の成果利用につき、研究者が受ける制約の程度が大きく異なる。」という部分が新たに挿入された。産学共同と軍学共同の違いについて論じた重要な箇所であるが、実情を把握している研究者たちからの検討が不可欠で、討論の続行および広く研究者への意見聴取を要請する。

また、「産学共同の場合、研究成果は知的財産等の形で公開される場合が多い点で、秘密性が重視される軍事的安全保障研究とは、公開性に関して差異がある。」とあるが、軍需産業には機密が嫁せられているので、知財の制約ばかりとは限らない。この点の検討はなされていない。制約の程度は不明であり、さらなる検討を要請する。

- ③ 「研究成果の海外での軍事的応用を防ぐため、輸出管理規制等が行われる。」

軍事研究ではなくても先に指摘したように、キャッチオール規制、リスト規制等があり、ホワイト国以外の国には障壁が設けられている。また研究成果だけが対象ではなく、用いる研究資材・装置、ソフト等何百、何千もの規制対象があり、自由な研究・教育に大きな支障がおきることもある。こうした状況を反映した議論を広く求めたい。

- ④ 「自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。」

軍事研究ではなくても上に指摘したようにキャッチオール規制、リスト規制等がありホワイト国以外の国からの研究者、留学生たちに対しては、研究施設内に立ち入り禁止エリアなどが存在している。こうした実情が教育や研究にどのような問題を投げかけているか、「懸念もある」ではなく、実情を把握する義務がある。

6. 科学者コミュニティの自己規律

- ① 科学者コミュニティの定義およびここで使用されている「科学者を代表する機関としての日本学術会議の役割も大きい。」とある「科学者」の内容はいかなるものか、明記すべきである。

- ② 「わが国では原子力の軍事利用にかかわる研究は、『非核三原則』や法律に加えて学協会の自己規律によっても禁止されている。」とあるが、非核三原則ではなくて原子力三原則ではないか？このあとに「や法律に加えて」の意味が不明である。

- ③ 「目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。」機関を設けることを勧告するくらいの取り組みが求められるので制度を機関に戻すべきである。

- ④ 「それぞれの分野の学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。」

これまでも議論してきたことであるが、まずは学術会議が軍事研究は行わないとする総合的な規範をつくることが先決である。学協会（「日本学術会議協力学術研究団体」）によっては軍事研究に親近性のあるところもあることに留意すべきである。また、大学は日本学術会議が検討をはじめたこともあり、検討委員会の結論待ちのところも出てきており、大学や研究機関にも軍事研究に反対するガイドラインの確立を求めるべきで、そのためにも、継続的な広い討議の場が求められる。

7. 研究資金のあり方

- ② 「しかし、一般に軍事関係予算は経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事的安全保障研究予算が拡大することで、他の学術研究を財政的に圧迫し、ひいては基礎研究等の

健全な発展を妨げるおそれがある。」

この観点は不可欠で、削除や修正等のないようにしてもらいたい。

- ③「国立大学の運営費交付金の増額に加え、科学研究費補助金などの」が削除されてしまっているが、「大学等の予算拡充、民生的研究資金の拡充」をぜひ加えるべきである。

以上

(連絡先) 日本科学者会議

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15

御茶ノ水 HY ビル (茶州ビル) 9階

Tel.03-3812-1472 Fax03-3813-2363